

寒川町立文化福社会館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第3条 会館を使用しようとする者は、町長_____の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長_____は、前項の使用承認をする場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>3 町長_____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他町長_____が不適当と認めるとき。</p> <p>(使用承認の取消等)</p> <p>第4条 町長_____は、前条第1項の規定により使用承認を受けた者が次の各号</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 会館を使用する団体の登録の承認に関する業務</p> <p>(2) 会館の使用の承認及びその取消しに関する業務</p> <p>(3) 会館の使用者の指導及び育成に関する業務</p> <p>(4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(5) その他会館の管理運営に関して町長が必要と認める業務</p> <p>3 指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第4条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の使用承認をする場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。</p> <p>(使用承認の取消等)</p> <p>第5条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用承認を受けた者が次の各号</p>

のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他町長 \_\_\_\_\_ が必要と認めたととき。

第5条 (略)

～略～

のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他町長 又は指定管理者が必要と認めたととき。

第6条 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町立文化福祉会館条例(以下「新条例」という。)第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の寒川町立文化福祉会館条例の規定によってなされた承認等の処分その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。